

年金の物価スライド

町民税務課 戸籍年金係
☎ 52 2145

国民年金や厚生年金は、年金の実質的価値を維持するため、物価の上昇・下落に応じて年金額の改定を行う仕組み「物価スライド制」になっています。

この仕組みは、昭和48年の制度改正で導入され、当

時は消費者物価（全国消費者物価指数）が5%を超え、年金額の改定を行うこととされました。

その後、平成元年の改正で、年金額の実質的価値の維持という制度の趣旨を徹底する観点から、5%枠を取り外し、物価の変動に応じ、その上昇・下落した比率を基準として、翌年4月以降の年金額を自動的に改定することとされました。

年金額は0・3%減少

平成16年度の年金については、保険料を負担する現役世代の賃金の低下傾向が明らかとなっていることか

改正後の年金額(例)

	平成15年4月から	平成16年4月から(0.3%)
国民年金		
老齢基礎年金	797,000円〔月額 66,417円〕	794,500円〔月額 66,208円〕
障害基礎年金(1級)	996,300円〔月額 83,025円〕	993,100円〔月額 82,758円〕
障害基礎年金(2級)	797,000円〔月額 66,417円〕	794,500円〔月額 66,208円〕
遺族基礎年金(妻・子1人)	1,026,300円〔月額 85,525円〕	1,023,100円〔月額 85,258円〕
老齢福祉年金	408,300円〔月額 34,025円〕	407,100円〔月額 33,925円〕

老齢基礎年金は、保険料未納・免除期間などのない場合の金額です。



年金額改定通知書
平成16年4月分 平成16年6月受給分)からの年金額改定通知書は、6月上旬に送付されます。

- ・老齢基礎年金
- ・障害基礎年金
- ・遺族基礎年金
- ・老齢厚生年金
- ・障害厚生年金
- ・遺族厚生年金など

改定される給付の例
国民年金を受給している人は、毎年「現況届」を提出されています。

ら、現役世代との均衡を考慮し、また、高齢者などの生活にも配慮し、特例として平成15年度の全国消費者物価指数の下落分マイナス

0・3%のみの年金額の改定 平成16年6月受給分から行われることになりまし(平成12年度から平成14年度の物価下落分累積マイナス1・7%については特例措置により据え置かれています)。

**北海道舞台塾ふらの・そらち巡回公演
「天国への会談」**

何を語るかではなく、いかに語るか!「天国への階段」ではなく「天国への会談」!富良野塾OBたちの壮絶なバトル!

ストーリー

ある日曜日の夕方、東京下町にある喫茶「樂園」。常連客である弱小草野球チーム「柴又タイガース」のメンバー5人が今日も試合に負け、責任の擦り合いをしている。これから始まる「天国への会談」のことなど知るよしもなく....。

とき 6月23日(水)

開場:午後6時30分、開演:7時00分

ところ 総合福祉センター 大ホール

出 演 富良野塾OBユニット「イレブン ナイン」

入場料 無 料

主 催 北海道舞台塾ふらの・そらち実行委員会

問い合わせ先

教育委員会(生涯学習係) ☎ 52-2211

「現況届」は忘れずに

町民税務課 戸籍年金係
☎ 52 2145

国民年金を受給している人は、毎年「現況届」を提出することになります。

現況届は、受給者が引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するための大切な届出です。

届出用紙は、誕生日の初め頃に送付されますので、住所、氏名、加給年金対象者の氏名などを記入し、切手を貼って社会保険業務センターに誕生日の末日まで

止まった期間分を遡つて支給されます。
なお、老齢福祉年金や20歳前障害による障害基礎年金の受給者は、毎年、別に指定される期限までに住所地の市区町村に提出することになります。

に届くように提出ください。

提出を忘れたり、遅れた場合は、年金の支払いが一時止まることがあります。年金の支払いが一時止まった場合は、現況届が社会保険業務センターに届いてから随時、支払いが一時止まった場合